

DC運営管理機関の評価に関する 通知(案)について (パブリックコメント)

2018年5月

日本生命保険相互会社

本資料は、作成時点における信頼できる情報にもとづいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。
本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らご判断ください。

ホームページアドレス <http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>

◇2018. 5. 25 日本生命保険相互会社 団体年金コンサルティングG 発行(日本-年基-201805-170-0132-D)

- DC改正法には、事業主による「運営管理機関の評価・検討の努力義務化」が盛り込まれました。
- 今回(2018年5月21日)公表された通知(案)では、その実効性を確保すること等のための詳細な基準が示されました。(6月19日まで意見募集)

DC改正法の内容


	改正前	改正後
運営管理機関の評価 ・検討の努力義務化	<ul style="list-style-type: none">・運営管理機関の変更の実例は少なく、よりサービスの良い運営管理機関があっても、事業主側の事情により変更を行わない例もある。	<ul style="list-style-type: none">・運営管理機関間の競争を促し、加入者の利益を確保するため、次の内容を努力義務化。<ul style="list-style-type: none">—委託する運営管理機関を少なくとも5年ごとに評価・検討—必要に応じて、運営管理機関を変更

【施行日】

公布の日から
2年以内で
政令で定める日
(2018年5月1日)

・委託先運営管理機関の評価・検討の努力義務化について、通知(案)にて詳細が示されました。

<事業主の行為準則 (1)>

	改正前	改正後
<p>委託先運営管理機関の業務の確認</p> <p>【施行日】 通知発出日 (パブリックコメント 結果公示日)</p>	 <p>(運営管理機関の評価・検討の努力義務化に伴い今回新たに規定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主は、委託している運営関連業務のうち、特に運用関連業務がもたら加入者等の利益の観点から適切に行われているかを確認するよう努める必要がある。 ・事業主は、例えば、下記事項について確定拠出年金運営管理機関から合理的な説明を受けているか。 <ul style="list-style-type: none"> ア 提示された商品群の全て(または多く)が1金融グループに属するものであった場合、それが加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか イ 提示された商品が他の同種の商品よりも劣っている場合(運用成績、利回り、安全性、手数料等)に、それが加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか ウ 商品の手数料について詳細が開示されていない、または開示されているが加入者にとって一覧性がない、もしくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合に、なぜそのような内容になっているか エ 運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それが加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか

<委託先運営管理機関の定期的な評価の方法 (1)>

	改正前	改正後
事業主による運営管理機関の定期的な評価の考え方 <div data-bbox="45 606 306 816" style="background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>【施行日】 通知発出日 (パブリックコメント 結果公示日)</p> </div>	<div data-bbox="362 392 1170 863" style="border: 1px dashed gray; padding: 20px; text-align: center;"> <p>(運営管理機関の評価・検討の努力義務化に伴い今回新たに規定)</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 制度発足時点で評価した運営管理機関の体制や運用商品がその時点で望ましいものであったとしても、期間の経過により必ずしもそうでない体制や商品になることがありうる。こうした点を制度の実施主体として、自身で点検・確認し、運営管理機関との対話等を通じて、改善していく必要がある。

<委託先運営管理機関の定期的な評価の方法 (2)>

	改正前	改正後
<p>具体的な評価項目</p> <p>【施行日】 通知発出日 (パブリックコメント 結果公示日)</p>	<p>(運営管理機関の評価・検討の努力義務化 に伴い今回新たに規定)</p>	<p>・点検すべき項目や手法は、その企業の規模や加入者等の構成、制度導入からの定着度、投資教育の充実度等により、それぞれの事業主において異なると考えられるが、<u>少なくとも以下の事項について報告を受け、運営管理業務の遂行状況について評価を行い、当該報告内容及び評価の内容を加入者等に対して開示することが望ましい。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ①運用商品に関するP2(ア～エ)の事項 ②運営管理機関による運用商品のモニタリングの内容(商品や運用会社の評価基準を含む)、また、その報告があったか ③加入者等への情報提供が分かり易く行われているか(例: コールセンターや加入者WEBの運営状況) ④運営管理業務の運営体制、運営管理機関の信用及び財産の状況等 ⑤運営管理機関から運営管理業務に付随して提供を受けているサービス(例: 投資教育を委託している場合の投資教育の内容や方法等) <p>運営管理機関においても、①～⑤を始めとした運営管理業務の定期的な遂行状況の点検・確認、見直しが求められる。</p>

通知(案)の内容 ④

NEW

・今回の通知(案)では、新たに運営管理機関を選任する際の事業主の行為準則についても示されました。

＜事業主の行為準則 (2)＞

	改正前	改正後
<p>運営管理機関選任時の観点</p> <p>【施行日】 通知発出日 (パブリックコメント 結果公示日)</p>	<p>・運営管理機関、及び資産管理機関選任時の評価項目は以下の通り。 (いずれも加入者等の利益の観点から選任される)</p> <p>①運営管理業務や資産管理業務の専門的能力の水準 ②業務・サービス内容 ③手数料の額 等</p> <p>※特に、事業主が綿密な資本関係、取引関係、または人的関係がある運営管理機関、資産管理機関を選任する場合、以上①～③について適正な評価を行った結果合理的な理由がある場合に限られる。</p>	<p>・運営管理機関、及び資産管理期間選任時の評価項目は以下の通り。 (いずれも加入者等の利益の観点から選任される)</p> <p>①運営管理業務や資産管理業務の専門的能力の水準 ②提示されることが見込まれる運用の方法 ③業務・サービス内容 ④手数料の額 等</p> <p>※特に、事業主が綿密な資本関係、取引関係、または人的関係がある運営管理機関、資産管理機関を選任する場合、以上①～④について適正な評価を行った結果合理的な理由がある場合に限られる。</p>